

地方独立行政法人北九州市立病院機構評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第11条第2項第6号及び第4項の規定に基づき、地方独立行政法人北九州市立病院機構評価委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務並びに組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例に基づく所掌事務)

第2条 委員会は、法に定めるもののほか、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 法第26条第1項に規定する中期計画の作成及び変更に関する認可について、市長に意見を述べること。
 - (2) 法第28条第1項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価及び同項第3号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価について、市長に意見を述べること。
- 2 評価委員会は、前項各号の意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第4条 委員は、医療又は経営に関し学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。

(委員等の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。